

ザ（A/H1N1）の集団発生であることを確認するためのPCR検査は原則実施する必要はないが、地域におけるインフルエンザの流行状況等に鑑み、都道府県等の判断で、PCR検査を実施することは差し支えない。

2 新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生に対する感染拡大防止のための取組の徹底

1により把握した新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団での発生が疑われる施設等に対しては、運用指針（改定版）に基づき、適切な感染拡大防止対策を講ずることとする。その実施に当たっては、現在の全国的に感染が急激に拡大しつつある状況に鑑み、より迅速な対策を実施することをその要点とし、以下のような対応とする。

- (1) 医師等からの連絡により集団での発生が疑われる施設等を把握した保健所は、必要に応じて当該施設等に対する積極的疫学調査を実施し、集団における感染状況等を把握する。

なお、ここでいう積極的疫学調査は、より迅速な対応を重視し、当該施設等の施設長等と連携した簡便な方法で実施するものとして差し支えない。

- (2) (1)の積極的疫学調査により把握した感染状況や管内における新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行状況等に鑑み、集団での発生が疑われる施設等に対し、当該施設において、既に適切な感染拡大防止対策が講じられていない場合には、次に掲げる感染拡大防止対策を実施するものとする。

ア 臨時休業の要請

感染状況等の情報や管内における新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行状況等に鑑み、当該施設等に対し、必要に応じて臨時休業の要請を行う。

イ インフルエンザ様症状を呈する者に対する対応

(1)における積極的疫学調査により把握したインフルエンザ様症状を呈する者に対しては、外出自粛の要請を行う。この場合においても、迅速な対応を重視し、保健所からインフルエンザ様症状を呈する者に対し、直接的に要請等を行うのではなく、集団での発生が疑われる施設等の施設長等を通じ、必要な対応を行うこととしても差し支えない。

ウ 施設等を通じた注意喚起

集団の発生が疑われる施設等の施設長等を通じ、手洗い・うがいの励行や咳エチケットなど、基本的な感染症対策の徹底等呼びかけることとする。特に、インフルエンザ様症状を呈する者と濃厚に接触したと判断される者に対して、必要な対応を呼びかけることとする。

3 基礎疾患を有する者等で重症化するおそれが高い者が集団で生活する施設等において新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生が疑われる事例が発生した場合の対応について

今般、基礎疾患を有する者等で重症化するおそれが高い者が集団で生活する施設等において、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生が確認される事例が何例か報告されたところ、重症化するおそれが高い者が集団で生活する施設等において、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生が疑われる旨の連絡を受けた場合は、以下の対応を迅速に講ずることとする。

- (1) 医師等からの連絡により集団での発生が疑われる施設等を把握した保健所は、当該施設等の施設長等と連携し、施設内でインフルエンザ様症状を呈する者を迅速に把握する。
- (2) 保健所は、(1)で把握したインフルエンザ様症状を呈する者に対し、速やかに医療機関を受診するよう勧奨するとともに、医師の判断により、PCR検査を実施する。
- (3) また、当該施設でインフルエンザ様症状を呈する者と濃厚に接触したと判断される基礎疾患を有する者であって、重症化するおそれがある者については、予防投与の必要性について、医師の判断により、検討することとする。
- (4) さらに、当該施設等の職員等で、インフルエンザ様症状を呈する者と濃厚に接触した者については、適切な感染防止対策の実施を求めることとする。